

福島県障がい者スポーツ指導者協議会設置規程

第1章 総則

(設置)

第1条

本県における障がい者スポーツ指導員（公認スポーツ指導者及びスポーツコーチ、トレーナー、スポーツ医）（以下「指導者」という。）の連携を密にし、指導者の資質の向上を図るとともに、本県障がい者スポーツの振興を促進するために、福島県障がい者スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条 協議会の事務局は下記に置く。

福島市杉妻町2番16号 福島県文化スポーツ局スポーツ課
公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会内

(1) 県事務局は、（公財）福島県障がい者スポーツ協会（「以下、協会」という。）の協議会担当者がなる。

(2) 協議会専任事務局は、総会で決定し指名する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 指導者相互の連絡調整又は研修等に関すること
- (2) 指導者が携わる各種事業の検討及び調整に関すること
- (3) 障がい者スポーツ団体等に対する協力又は大会等の共同開催
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第4条 協議会は、県内在住の指導者をもって組織する。

ただし、活動拠点を本県としている県外在住の公認指導者については、本県協議会に登録し活動することができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 委員 | |
| 各部長 | 各1名（専門部、競技部 計2名） |
| 副部長 | 各1名（専門部、競技部 計2名） |
| 支部長 | 各1名（各支部計6名） |
| 副支部長 | 各1名（各支部計6名） |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 事務局 | |
| 各部・支部事務局 | 8名（専門部、競技部、支部） |

(役員を選任)

第6条 会長は委員の互選により定める。

2 副会長は、委員の互選により定める。

3 委員は、各部会の代表及び各部の事務局からなる。

4 監事は、会員の中から会長が指名し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は業務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、業務を決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任事が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦に基づき、本人の了解を得た上で委嘱するものとする。
- 3 顧問は、会長経験者等、本会の活動に貢献した会員の中から役員会が選任するものとする。
- 4 顧問は、本会の活動に対して必要に応じて助言及び指導するものとする。
- 5 顧問の仕事は特に定めない。

(相談役)

第10条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会によって推薦され、役員会で選任するものとする。
- 3 相談役は、障がい者スポーツ等に関わる有識者で、本会に必要な情報及び知識をもって助言できる者とする。
- 4 相談役の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には協議会から旅費規程により費用を弁償することができる。

(協議会の運営費)

第12条 協議会の運営資金は、公認登録者制度活動費及びスポーツ協会の活動助成金とする。

(退会)

第13条 協議会の退会は、次のとおりとする。

- (1) 本人より、退会申請のあった者
- (2) 協議会の名誉を著しく汚した者
- (3) 公認指導者登録制度の年度更新を2年以上していない者

第3章 役員会

(招集)

第14条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、開催する。

(定足数)

第15条 役員会は6名以上の出席(委任含)がなければ開会することができない。

(権能)

第16条 役員会は、協議会運営に関する事項の決定及び部間の調整を行う。

(議長)

第17条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第18条 議案の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(表決委任)

第19条 やむを得ない理由により役員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項に限り同部の会員を代理人として表決を委任することができる。
この場合において、第18条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから会議において選任された議事録署名人1名以上が署名押印しなければならない。

第4章 部

(部の設置)

第21条 協議会の運営を円滑に行うために、次の部を置く。

(1) 専門部

(2) 支部

(3) 競技部

(部会)

第22条 各部（以下「部」という。）は、部長が部員を招集し、3ヶ月に一度部会議を開催する。

(部の活動経費)

第23条 各部の活動経費は、協議会の運営費をもってあてる。

(役員)

第24条 各部には、次の役員を置く。

(1) 部長及び支部長 各1名

(2) 副部長及び副支部長 各1名

(3) 部及び支部事務局 各1名

(部役員を選任)

第25条 部・支部の役員及び事務局は、部員の中から部会議において選出する。

(部役員の職務)

第26条 部長は部を代表し、業務を統括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある場合は業務を代行する。

(部役員の任期)

第27条 部役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部役員報酬)

第28条 部役員は、無報酬とする。

(部事務局)

第29条 各部に事務局を置くことができる。

2 事務局は、部内を調整し、部員との連絡調整を行う。

(権能)

第30条 部は、事業計画及び部の経費計上、事業実施及び修正、各部の必要とする勉強会等を開催し、部員に最新情報の提供をする。

(議長)

第31条 部の議長は、部長がこれに当たる。

第5章 総会

(招集)

第32条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会長が招集し、一年に一回開催する。

(定足数)

第33条 総会は会員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(権能)

第34条 総会は、協議会運営に関する次の事項の決定及び会員に対し情報提供を行う。

(1) 事業報告

(2) 会計報告

(3) 事業計画

(4) 予算案

(5) 各部・支部報告

(6) その他協議が必要な重要事項

(議長)

第35条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 議案の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(表決委任)

第37条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項に限り委任状を提出として表決を委任することができる。

この場合において、第33条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会に出席した会員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会の書記は、その都度会員の中から選出し議事録を作成する。

3 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちから選任された議事録署名人1名以上が署名押印しなければならない。

第6章 会 計

(会計)

第39条 本会に会計を設ける。

(予算及び決算)

第40条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後監事より監査を受け総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

(委 任)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総会で定める。

附則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設置当初の支部役員は、第12条の規定にかかわらず、理事長が指名する。
- 3 この規定は、平成17年6月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成22年6月26日から施行する。
- 5 この規程は、平成24年6月13日から施行する。
- 6 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、平成27年4月19日から施行する。
- 8 この規定は、平成28年6月19日から施行する。

支部

支部管内の自治体、各種団体等との障がい者スポーツ事業等の協力または共同開催

◎支部長 1、副支部長 1、事務局 1

支 部 名	範 囲
県北支部	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
相双支部	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき支部	いわき市
県中支部	郡山市、須賀川市、田村市、田村郡、石川郡、岩瀬郡
会津支部	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡
県南支部	白河市、西白河郡、東白川郡

専門部

指導員の資質向上、指導力向上のために関するとりまとめ。

◎部長 1、副部長 1、事務局 1

- ・研修・指導・情報
(全国研修会、ブロック研修会、地域事務(マネジメント)育成、スーパーボランティアの育成、国際、国内情報提供、NoLimit原稿対応、協会だより指導員ページ作成、活動ブログ更新、フェイスブック情報提供)
- ・メディカル・テクニカル(医科学)
(スポ医・スポトレーナー・クラス分、補装具、福祉改造自動車)

競技部

障がい者競技団体との連携を深め、各部と協力し、選手の発掘、選手の育成、競技力向上、専門指導者の育成を図ると共に競技団体と協議会において情報交換と各競技の普及・振興

◎部長 1、副部長 1、事務局 1